## 都市計画法による 開発許可の手引の一部改訂について

## 1 趣旨

令和2年4月1日から施行する基準を掲載し、また、用語の整理等を行い、「都市計画法による開発許可の手引」を改訂しましたのでお知らせします。

## 2 改訂の概要

- (1) 立地基準編 第3章及び第5章
  - ア 横浜市開発審査会提案基準
  - (ア) 提案基準第4号(立-13~立-15)
  - (イ) 提案基準第5号(立-16・立-17)
  - (ウ) 提案基準第20号(立-29~立-31)
  - (工) 提案基準第26号(立-39~立-41)
  - (才) 提案基準第27号(立-42~立-44)
  - (力) 提案基準第33号(立-54•立-55)
  - イ 「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築に係る取扱い」(法第29条第1項第2号)(立-61~立-62)
- (2) 制度編 第3章及び第6章
  - ア 開発区域の定義の解釈基準(制-26・制-27)
  - イ 開発に関係する主な法律一覧(制一37・制一38)
- (3) 手続編 第3章、第4章及び第7章
  - ア 許可申請に必要な図書等(手-8・手-13・手-14)
  - イ 設計者の資格 (手-20・手-21)
  - ウ 変更の許可等(手-24)
  - エ 開発許可の検査済証の交付準備に必要な書類について(手-34)
  - オ 都市計画法第33条第1項第8号に規定された区域について(手-35)
- (4) 技術基準編 第4章、第5章及び第9章
  - ア 縦断勾配(技-30~技-32)
  - イ 排水施設の設置(技-73) 開発区域内の下水量の算定(技-76) 人孔(マンホール)(技-79・技-80) 遊水地等の設置基準(技-82~技-86)
  - ウ 法第33条第1項第8号に規定された区域に関する基準(技-94~技-96)
- (5) その他用語の整理、明確化等

【問合せ先】宅地審査部宅地審査課 電話: 045-671-2945・2946